

**【議案第6号】**

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

資料1 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する  
条例案の概要等について

参考資料1 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正  
する条例新旧対照表（公布日施行時点）

参考資料2 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正  
する条例新旧対照表（令和6年4月施行時点）

参考資料3 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正  
する条例新旧対照表（令和7年4月施行時点）

参考資料4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例新旧対照  
表

参考資料5 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向け  
た重要施策の考え方

## 議案第 6 号 参考資料

# 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例案の概要等について

### 1 条例改正の背景

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）の一部改正（令和 3 年 6 月 2 日施行）により、我が国において 2050 年までの脱炭素社会の実現を目指す旨が同法に規定され、本市においても、同法の改正等を踏まえて令和 4 年 3 月に川崎市地球温暖化対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を改定し、脱炭素社会の実現に向けた 2030 年度の温室効果ガス排出量削減目標及び再生可能エネルギー導入目標を位置付け、取組を推進していくこととした。

これらを踏まえ、2050 年までの脱炭素社会の実現を旨として地球温暖化対策等を推進することを基本理念とし、事業活動に係る計画書及び報告書に関する制度を見直すこと、建築物への太陽光発電設備等の設置を総合的に促進する制度を新設すること等のため、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）を改正する。

また、気候変動適応法（以下「適応法」という。）の制定（平成 30 年 12 月 1 日施行）を踏まえて、気候変動適応に関する施策の推進を目的として、地球温暖化防止活動推進員の活動に気候変動適応の重要性に対する事業者等の理解を深めるための活動を加えること等のため、条例を改正する。

### 2 改正案の概要

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正条例」という。）は、施行時期ごとに 3 条で構成される。

改正条例第 1 条では、2050 年までの脱炭素社会の実現を旨とした基本理念の規定や、気候変動適応に係る規定、さらに、条例の改正に向けた重要施策の考え方（以下「重要施策の考え方」という。）において示す、建築物太陽光発電設備誘導支援制度等について規定し、施行期日については、一部を除き公布の日から施行する。

改正条例第2条では、重要施策の考え方に示す、事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度及び建築士太陽光発電設備説明制度について規定し、令和6年4月1日から施行する。

改正条例第3条では、重要施策の考え方に示す、特定建築物太陽光発電設備等導入制度」及び「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度について規定し、令和7年4月1日から施行する。

### 3 主な改正事項

#### (1) 改正条例第1条に関する改正事項（一部を除き公布日施行）

##### ア 脱炭素社会の実現を旨とした規定等の整備

平成27年12月に採択されたパリ協定第2条において、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされたことや、平成3年6月の法改正において、我が国における2050年までの脱炭素社会の実現を目指す旨が法第2条の2（基本理念）に規定されたこと等を踏まえ、「低炭素社会の実現」を目的としている現行の条例第1条（目的）を見直すとともに、第2条以降の各条文において脱炭素社会の実現を旨とした規定の改正を行い、第3条に基本理念を規定する。

併せて、基本計画を適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画としても位置付けたこと等を踏まえ、条例の題名を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」とするとともに、地球温暖化防止推進員の活動及び同推進センターの事業に、気候変動適応に関する内容を加えるなど、気候変動適応の推進に関して規定を追加することとする。

○ 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例

（基本理念） **【新設】**

第3条 地球温暖化対策等の推進は、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、2050年までの脱炭素社会の実現を旨として、行われなければならない。

## **イ 建築物太陽光発電設備誘導支援制度に関する規定**

重要施策の考え方に基づき、建築物太陽光発電設備誘導支援制度について規定するため、第24条を新設し、市は、建築物等への太陽光発電設備の設置を促進するため、事業者及び市民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならないことを規定する。

## **ウ その他**

基本理念の規定（第3条の新設）に伴い、各条の番号を改めるなど所要の改正を行う。

## (2) 改正条例第2条に関する改正事項（令和6年4月1日施行）

### ア 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度に関する規定

重要施策の考え方にに基づき、事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度を規定するため、現行の条例制度である事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度に関する規定（第9条から第16条関係）の改正を行う。

#### (ア) 事業活動脱炭素化取組指針（第9条関係）

第9条第1項から第3項を改正し、市長が、事業活動脱炭素化取組指針を定めること等を規定する。

#### (イ) 事業活動脱炭素化取組計画書（第10条関係）

第10条第1項から第5項を改正し、特定事業者が、事業活動脱炭素化取組計画書を作成し、市長に提出しなければならないこと等を規定する。

#### (ウ) 事業活動脱炭素化取組結果報告書（第11条関係）

第11条第1項及び第2項を改正し、計画書提出事業者が、事業活動脱炭素化取組結果報告書を作成し、市長に提出しなければならないこと等を規定する。

#### (エ) 事業活動脱炭素化取組計画書等の概要の公表（第12条関係）

第12条を改正し、事業活動脱炭素化取組計画書及び報告書の公表について規定する。

#### (オ) 事業活動脱炭素化取組計画書等の評価及びその公表（第13条関係）

第13条第1項から第6項を新設し、市長が、事業活動脱炭素化取組計画書等について評価し、当該結果その他規則で定める事項を公表することを規定する。

#### (カ) 計画書提出事業者に対する支援

第14条第1項及び第2項を改正し、市長が、計画書提出事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができること及び必要な支援等を行うよう努めなければならないことを規定する。

#### (キ) 中小規模事業者に対する支援（第16条関係）

第16条を改正し、市は、中小規模事業者に対し、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の提出を促進するために必要な支援を行うなど、中小規模事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等を推進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならないことを規定する。

(ク) 報告等、立入調査、勧告及び公表に関する規定

報告等、立入調査、勧告及び公表に関する規定については、従前の例による。

## イ 建築士太陽光発電設備説明制度に関する規定

重要施策の考え方にに基づき、建築士太陽光発電設備説明制度について規定するため、第25条、第26条及び第28条を新設する。

(ア) 建築士による太陽光発電設備に係る説明（第25条関係）

第25条第1項から第3項を新設し、建築士は、規則で定める建築物の新築等に係る設計を行うときは、規則で定める場合を除き、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物及びその敷地に設置することができる太陽光発電設備について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならないこと等を規定する。

(イ) 建築士に対する支援（第26条関係）

第26条を新設し、市長は、建築物又はその敷地への太陽光発電設備の設置を促進するため、前条第1項の設計を行う建築士に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならないことを規定する。

(ウ) 適用除外（第28条関係）

第28条を新設し、建築士太陽光発電設備説明制度に関する規定は、規則で定める建築物については適用しないことを規定する。

(エ) 報告等及び立入調査（第39条関係）

当該説明を行う建築士に対し、市が報告等及び立入調査が行えるよう、第39条中に「第25条第1項の設計を行う建築士」を規定する。

## ウ その他

事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度及び建築士太陽光発電設備説明制度の規定に伴い、各条の番号を改めるなど所要の改正を行う。

### (3) 改正条例第3条に関する改正事項（令和7年4月1日施行）

#### ア 特定建築物太陽光発電設備等導入制度に関する規定

重要施策の考え方にに基づき、特定建築物太陽光発電設備等導入制度について規定するため、第25条第1項から第8項等を新たに規定する。

##### (ア) 特定建築物への太陽光発電設備等の設置（第25条第1項関係）

床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定める場合を除き、当該特定建築物又はその敷地に太陽光発電設備等であって規則で定める基準に適合するものを設置しなければならないこと等を規定する。

##### (イ) 特定建築主による代替措置に関する規定（第25条第2項関係）

特定建築主は、太陽光発電設備等の設置に代えて、当該特定建築物及びその敷地における脱炭素エネルギー源の利用に係る措置として規則で定める措置を講ずることができ、この場合、規則で定める出力の量の太陽光発電設備等を設置したものとみなし、前項及び第4項の規定を適用することを規定する。

##### (ウ) 市が定める基準の変更（第25条第3項関係）

第1項の規則で定める基準並びに前項の規則で定める措置及び出力の量は、市長が科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更を行うものとすることを規定する。

##### (エ) 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書（第25条第4項関係）

特定建築主は、規則で定めるところにより、特定建築物太陽光発電設備等設置計画書を作成し、市長に提出しなければならないことを規定する。

##### (オ) 事業計画の変更届出等（第25条第5項及び第6項関係）

計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間、計画書の掲載事項について変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならないことを規定する。

##### (カ) 工事完了届出（第25条第7項関係）

計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了したとき、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならないことを規定する。

(キ) 計画書等の公表（第25条第8項関係）

市長は、第4項の規定による提出又は前3項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出特定建築主の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することを規定する。

(ク) 特定建築主に対する支援（第28条関係）

第28条を改正し、当該支援に関する事項に、特定建築主を対象に含めることを規定する。

(ケ) 適用除外（第30条関係）

第30条において、特定建築物太陽光発電設備等導入制度に関する規定は、規則で定める建築物については適用しないことを規定する。

(コ) 報告等、立入調査、勧告及び公表に関する規定（第41及び42条関係）

特定建築主に対し、市が報告、立入調査、勧告及び公表が行えるよう、第41条及び第42条中に計画書提出特定建築主等を当該対象とする旨を規定する。

## イ 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度に関する規定

重要施策の考え方に基づき特定建築事業者太陽光発電設備導入制度について規定するため、第26条第1項から第7項等を新たに規定する。

(ア) 特定建築事業者による太陽光発電設備の設置（第26条第1項関係）

特定建築事業者（建築事業者であって、1年間に市内において新たに建設し、又は新築する床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物（以下「中小規模建築物」という。）の床面積の合計が規則で定める値以上であるものをいう。）は、当該中小規模特定建築物又はその敷地に、出力の合計が規則で定める量以上の太陽光発電設備を設置しなければならないことを規定する。

(イ) 特定建築事業者による代替措置に関する規定（第26条第2項関係）

特定建築事業者は、太陽光発電設備の設置に代えて、脱炭素エネルギー源の利用を促進するための措置として規則で定める措置を講ずることができ、この場合、規則で定める出力の量の太陽光発電設備を設置したものとみなし、前項及び第4項の規定を適用することを規定する。

(ウ) 市が定める出力の変更（第26条第3項関係）

第1項に規定する出力の量並びに前項に規定する規則で定める措置及び出力の量は、市長が科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更を行うものとするを規定する。

(エ) 報告書の提出（第26条第4項関係）

特定建築事業者は、市内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物等について、規則で定めるところにより、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を作成し市長に提出しなければならないことを規定する。

(オ) 任意提出（第26条第5項関係）

建築事業者（特定建築事業者を除く。）は、規則で定めるところにより、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を作成し、市長に提出することができることを規定する。

(カ) 規定の準用（第26条第6項関係）

第4項の規定は、前項の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出する場合について準用することを規定する。

(キ) 報告書等の公表（第26条第7項関係）

市長は、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出に係る特定建築事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することを規定する。

(ク) 特定建築事業者等に対する支援（第28条関係）

第28条を改正し、当該支援に関する事項に、特定建築事業者等を対象に含めることを規定する。

(ケ) 適用除外（第30条関係）

第30条において、特定建築事業者太陽光発電設備導入制度に関する規定は、規則で定める建築物については適用しないことを規定する。

(コ) 報告等、立入調査、勧告及び公表に関する規定（第41及び42条関係）

特定建築事業者等に対し、市が報告、立入調査、勧告及び公表が行えるよう、第41条及び第42条中に報告書を提出した特定建築事業者等を当該対象とする旨を規定する。

## ウ その他

特定建築物太陽光発電設備等導入制度及び特定建築事業者太陽光発電設備導入制度の規定に伴い、各条の番号を改めるなど所要の改正を行う。

## 4 附則（施行期日及び経過措置）

### ・附則第1項関係（施行期日）

改正条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 改正条例第1条中第31条の改正規定（同条を第33条とする部分を除く。）及び第32条の改正規定（同条を第34条とする部分を除く。） 令和5年4月1日
- (2) 改正条例第2条並びに附則第2項及び第3項の規定 令和6年4月1日
- (3) 改正条例第3条及び附則第4項の規定 令和7年4月1日

### ・附則第2項関係（経過措置①）

前項第2号に掲げる規定の施行の日前に計画の期間を開始した改正条例第2条の規定による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第10条第1項に規定する事業活動地球温暖化対策計画書を提出した事業者に係る改正第2条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第10条から第15条までの規定の適用については、当該計画書に係る計画の期間が終了する日若しくは事業を廃止した日又は旧条例第10条第3項の規定により当該計画書を提出した中小規模事業者が同条1項の特定事業者に該当することとなった日の属する年度までの間、なお従前の例による。

### ・附則第3項関係（経過措置②）

改正条例第2条の規定による改正後の条例第25条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に建築士が委託を受けた設計について適用する。

### ・附則第4項関係（経過措置③）

改正条例第3条の規定による改正後の条例第25条及び第26条の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われた建築物については、適用しない。

### ・附則第5項関係（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正）

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）の一部を次のように改正する。第99条の2第5項中「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に、「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。